

【人材紹介手数料に係わる返戻金制度】

1. 人材紹介に関する基本契約に基づき紹介先企業が採用した人材が、自己の意思により、又は就業規則違反等の紹介した人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、株式会社高齢社は、紹介先企業から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を、紹介した人材の退職日から 20 日以内に紹介先企業に払い戻すこととする。

入社後 1 カ月未満で退職した場合 紹介手数料の 80%に相当する額

入社後 3 カ月未満で退職した場合 紹介手数料の 50%に相当する額

入社後 6 カ月未満で退職した場合 紹介手数料の 20%に相当する額

2. 紹介した人材が、専ら紹介先企業の事由に起因する退職、紹介先企業の都合による解雇もしくは各種労働関連法令に違反もしくは紹介した人材の死亡等、不測の事態による退職の場合には、株式会社高齢社は紹介先企業に紹介手数料を返還しないものとする。

以 上